

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 財 政 課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>固定資産管理の状況</p>	<p>(46) 目的外使用における使用料等の未収リスクへの対応について（指摘23）</p> <p>施設の目的外利用の契約をする際には、使用料や原状回復費用が未収となるリスクに対応するため、新しく許可をする場合（更新を除く）には、営業保証金を徴収する方法を含めて検討していく必要がある。</p>	<p>行政財産の目的外使用許可（以下、使用許可という。）に伴う使用料は、地方自治法に基づき条例で定めることにより徴収根拠があり、その法的性格は使用許可に対する反対給付として徴収されるものとされていますが、営業保証金という名目で使用許可の反対給付の性格をもたせて徴収することは、地方自治法の規定に反することとなります。</p> <p>使用許可とは別に契約行為により営業保証金を徴収する方法についてですが、他府県の事例や本県の現状を踏まえれば、まずは、使用料については、前納による未収リスクの回避、原状回復費用については、使用許可条件の中での原状回復義務の徹底により解決されるべきものと考えます。</p> <p>このような観点から、引き続き業者選定および原状変更の承認を慎重に行うことおよび使用料の前納を徹底することについて、平成29年1月26日付けの使用許可における留意事項の中に新たな項目として加え、周知徹底を行ったところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 行政経営企画室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
指定管理の状況	<p>(32) 選定委員が公平な評価を行っているか疑念を抱かれないように（指摘11）</p> <p>指定管理者選定委員のなかに、応募者である（公財）体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれている。これでは、選定委員が公平な評価を行っているかどうか、県民から疑念を抱かれる可能性がある。</p> <p>実質的に公平な評価が行われていることは当然としても、それに対して県民の疑いを招かないような選定委員の構成としなければならない。具体的には、選定委員のうち滋賀県職員の人数を条例上最低限の1名に抑えることが考えられる。これについては現に1名となっているところである。</p> <p>ただし、条例上は選定委員に滋賀県職員が入ることとされているが、他府県においては1名も入らないという例もある。今の運用で透明性確保が十分であるかどうか検討を願いたい。</p>	<p>指定管理者選定委員会については、平成18年度の制度導入以降、各施設の特性や業務内容に応じた専門知識を持つ外部委員に加えて、指定管理施設の安定的な管理運営を確保する観点から、当該施設の状況を熟知する県職員も委員として運営を行ってきました。</p> <p>しかしながら、ご指摘を踏まえ、より透明性を高める観点から、他府県の状況も鑑みて、平成28年度に附属機関設置条例を改正し、選定委員会の委員構成を外部委員のみに改めたところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 行政経営企画室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
その他	<p>(70) 指定管理制度で実施する事業の評価について (意見38)</p> <p>滋賀県が行う事業について評価を行う場合には、指定管理者が管理する施設についても事業全体としてのコストを把握し、事業の実態を適切に評価することが望まれる。</p>	<p>指定管理者の募集における指定管理料の参考額の積算に当たっては、これまでから過年度の収入および支出の状況を把握したうえで、コスト面での精査・検討を行っています。</p> <p>また、毎年度、県が実施するモニタリングの中で、指定管理者が行う事業の実施状況や管理運営の実態について確認し、必要な改善を図ることにより、県民サービス向上にも努めております。</p> <p>さらに、平成28年9月には、より一層適切な管理運営を確保する観点から、「モニタリングマニュアル」を策定し、モニタリングの充実・強化を図ったところです。</p> <p>今後も、指定管理者制度の目的である県民サービス向上および経費縮減の効果が一層発揮されるよう、マニュアルも活用しながら、事業の実施状況のより適切な把握・評価に努めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

【指摘】

所属名 文化振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(3) 自主事業について</p>	<p>(3)効率性の追求(指摘1)</p> <p>オペラ等を「自主制作」していくのがびわ湖ホール開設以来の大きな特徴であり、そのための専門スタッフも配置している。県の財政事情と今後の大規模修繕を考慮しあり方を考えるとき、従前の延長線上での取り組みでは大きな収支改善は期待できない。びわ湖ホールは県の舞台芸術の振興に重要な役割を担っているが、①県民や子供たちが舞台芸術に触れる機会の提供(ソフト面)と②びわ湖ホールの建物(会館)の効果的・効率的な利用(ハード面)を、今まで以上に切り離して事業を進めていく必要があると考える。舞台鑑賞する県民にとっては、自主制作も買取公演も貸館公演も区別はない。建物を有効活用するために、長期にわたり練習のためホールを使用する自主制作から買取公演や貸館公演にシフトすることも検討すべきである。特に4面舞台がオペラに活用されるのが年2回程度しかなく、その状況も踏まえた検討が必要である。びわ湖ホールは声楽アンサンブルを核として、今後も県全体の文化振興に積極的に取り組むことは当然のこと、ホールは効率性(費用対効果)も十分に考慮し、自主制作のための使用等は極力避けることなども検討すべきである。</p>	<p>びわ湖ホールにおいては、総合的な舞台芸術であるオペラ等を自主制作することにより、声楽アンサンブルは力量を高めることができ、専門スタッフは企画制作の経験を積み重ね、舞台演出技術を磨いていくことができます。自主制作は、今後もびわ湖ホールが、県民に舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、滋賀県の文化芸術の象徴として、県内外にその存在感を示していくために不可欠な取組だと考えております。</p> <p>同時に、ホール全体の効率性を高めていくことも重要でありますことから、現在、(公財)びわ湖芸術文化財団において、自主制作準備のための使用等については必要最低限として貸館公演を増やすよう貸館対応の人員配置等の調整をするとともに、国や民間の助成金を積極的に活用して買取公演を実施するなど効率的・効果的な事業の実施に努めております。</p> <p>今後とも、効率性も十分考慮し運営するよう(公財)びわ湖芸術文化財団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(6) ロームシアター京都開館の影響について</p>	<p>(6)</p> <p>ロームシアター京都の影響をより慎重に検討すべき(指摘2)</p> <p>ロームシアター京都が、京都市に平成28年1月に開館し、オペラ・クラシック音楽などが公演される。びわ湖ホールにおいては、オペラについては自主制作の実績等で優位性があるものの、貸館事業となると優位性に乏しい。そのため、貸館事業についてはロームシアター京都開館の影響を慎重に検討すべきである。</p> <p>また、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例施行規則において、貸館申込が、中ホールおよび小ホールを会議、研修、練習等の目的で使用する場合には「使用しようする日の6月前の日の属する月の初日から2月前まで」とあるが、これを機に、利用者の利便性向上を図るために大ホールと同様に「使用しようする日の1年前の日の属する月の初日の翌日から2月前まで」とすべきである。</p>	<p>ロームシアター京都は、立地や座席数などの強みがある一方、びわ湖ホールは、国内外から高い評価を受ける自主事業の取組や機動的な舞台転換を可能にする4面舞台、琵琶湖に面した優れたロケーションなどが強みとなっています。</p> <p>(公財)びわ湖芸術文化財団においては、利用促進のためのチラシ作成や、公演のプロモーターのニーズを把握するなど、貸館利用につなげるための活動を実施してきました。</p> <p>今後とも、貸館利用者の満足度向上に努めるとともに、びわ湖ホールの強みを大いにアピールし、企業や大学の行催事での利用など、幅広く新規利用者の獲得に努力してまいります。</p> <p>また県では、中ホールおよび小ホールを多目的に使用する場合の利用申込期間の前倒しについて、県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するというびわ湖ホールの設置目的に配慮しつつ、改善に向けて検討してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>Ⅱ 収支の状況について</p> <p>2 文化産業交流会館について</p> <p>(2) 滋賀文化元気室について</p>	<p>(23) 元気室の機能および文化産業交流会館の指定管理料の再検討(指摘6)</p> <p>元気室の機能および文化産業交流会館の指定管理料について再検討すべきである。理由は以下のとおりである。</p> <p>①文化産業交流会館と元気室の機能の違いが分かりにくく、また元気室の機能を効率的・効果的に実現する方法として、元気室を別個に設置する方法以外にないとは言えない。</p> <p>②創造館が草津市に移管され、それに伴う「鑑賞事業」などが実施されないにもかかわらず、県からの指定管理料は前年度とほぼ変わらない状況である。創造館の機能を引き継いだ文化産業交流会館(元気室を含む)の指定管理料については、平成28年度からの指定管理に際し見直しが行われているとのことであるが、今後、びわ湖ホールとの2館一括管理を行う中で、効率性と効果を追求し、事業と指定管理料の適切な水準について検討していく必要がある。</p>	<p>元気室は、(公財)滋賀県文化振興事業団がこれまで蓄積してきたノウハウを活かし、市町ホールとの協働連携事業をはじめ、アウトリーチ活動や人材育成などを行ってきました。</p> <p>これらは全県域に文化芸術の裾野を広げる重要な取組であり、平成28年度からは、びわ湖ホールとの2館一括管理を行う中で、びわ湖ホールの専属声楽アンサンブルなどの強みも生かしながら事業展開を図っているところです。</p> <p>平成29年度からは、(公財)びわ湖ホールと(公財)滋賀県文化振興事業団が組織再編され、(公財)びわ湖芸術文化財団として機能が強化されました。</p> <p>県としては、今後とも、より効率的かつ効果的な事業展開を指定管理者に求めるとともに、適切な水準の指定管理料を設定してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>Ⅲ 指定管理の状況について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(1) 法令等で認められる時間を超過した残業時間と多額の残業代が発生している</p>	<p>(30)労働基準法違反について(指摘10)</p> <p>今回の36協定違反はすなわち労働基準法違反に他ならない。滋賀県の全額出資法人が3年以上にわたり法令違反を続けていることをどのように考えればよいのであろうか。この背景には人手不足があり、滋賀県も職員の定数管理に一定の関与をしている以上、状況の改善に配慮すべき立場にあるのではないか。いずれにしても、法令違反については直ちに改善されなければならない。</p>	<p>(公財)びわ湖ホール(現(公財)びわ湖芸術文化財団)では、(公財)滋賀県文化振興事業団(現(公財)滋賀県希望が丘文化公園)との組織再編も控え職員の増員には慎重に対応してきたところですが、平成28年度から、適切な人員配置、会議時間の見直し、業務の平準化や時間外勤務管理の徹底等を行った結果、時間外勤務総時間数は前年度比18.2%の減と改善を図っているところです。</p> <p>県としては、削減状況を把握するため、毎月時間外勤務状況などの報告を求め、財団において効率的な業務運営がなされているか定期的に確認・指導してきましたが、さらなる人員配置の適正化や業務全般にわたる見直しを行い、時間外勤務時間が削減されるよう求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>V 契約事務の状況について</p> <p>3 びわ湖ホールについて</p>	<p>(34) 契約複数業務に対する契約方法の選択について（指摘13）</p> <p>一つの契約において、①汎用品のPCの機器調達業務と②その調達機器に対する特殊な納入調整業務といった2つの分離発注が可能と考えられる業務が混在する場合には、契約を分割して、それぞれの業務について最適と考えられる契約方法が採用されるよう、十分に取引の業務内容が検討されなければならない。</p> <p>より競争性が高まるように、契約に付す業務内容を十分検討することが必要である。</p>	<p>ご指摘のあった契約はびわ湖ホールが独自に構築した舞台音響用システムに関するもので、故障等、早急な対応が必要となった場合のメンテナンスを考慮し一括発注したものです。今後とも、業務内容を十分に考慮し、競争性を確保して契約するよう（公財）びわ湖芸術文化財団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>V 契約事務の状況について</p> <p>3 びわ湖ホールについて</p>	<p>(35) びわ湖ホールの契約事務の定めについて (指摘14)</p> <p>びわ湖ホールは、契約方法について他の施設の指定管理者と同様に指名競争入札を原則として実施しているが、自身の会計規程においては、「契約は滋賀県財務規則等の規定に準じて行うものとする。」との定めるだけであり、これでは一般競争入札が原則となる。指名競争入札を原則とするなら他の指定管理者が規程に定めているように、自身のびわ湖ホール財務規程にその旨を規定すべきである。どこにも定めがない以上、規程上の不備と言わざるを得ない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、(公財)びわ湖芸術文化財団において、現状に合わせ指名競争入札が原則となるよう必要な改正を行ったところです。</p> <p>一方、一般競争入札制度には、指定管理者による業者名簿の作成や管理、入札執行システムの運用など課題があるものの、より多くの業者からの応札が可能となることから、実施の可能性について検討するよう、(公財)びわ湖芸術文化財団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>V 契約事務の状況について</p> <p>3 びわ湖ホールについて</p>	<p>(36) びわ湖ホールと文化産業交流会館の契約方法の原則について(指摘15)</p> <p>びわ湖ホールや文化産業交流会館は図書館と同等以上の大規模な県有施設であるにも拘らず、指定管理者が一般競争入札を単独で行うことの技術的困難性を理由に、指名競争入札により契約を実施している。しかし、指定管理者が実施する契約手続についても、金額が重要と考えられる契約については、劇場の特殊性による制約には配慮しつつも、競争性が確保されるとされている一般競争入札の実施の可能性について検討されるべきべきである。</p>	<p>指名競争入札の実施にあたっては、指定管理者は概ね10社以上の業者を指名し、競争性を確保するよう努めているところです。</p> <p>一方、一般競争入札制度には、指定管理者による業者名簿の作成や管理、入札執行システムの運用など課題があるものの、より多くの業者からの応札が可能となることから、実施の可能性について検討するよう、指定管理者に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>V 契約事務の状況について</p> <p>3 びわ湖ホールについて</p> <p>管理物件に対する1件100万円以上の修繕および備品の購入の契約事務について</p>	<p>(37)100万円以上の修繕および備品購入の契約事務について(指摘16)</p> <p>管理物件に対する1件100万円以上の修繕や備品の購入は、基本協定によれば本来県が実施すべきものであるが、びわ湖ホールと文化産業交流会館の両施設においては指定管理者の負担と責任において実施されているもの相当数あり、びわ湖ホールでは毎年以下の件数・金額が指定管理者の負担で実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度 9件 契約金額29,729,250円 ・平成25年度 9件 契約金額24,480,554円 ・平成26年度 6件 契約金額23,069,884円 <p>基本協定に明記がない以上、県が本来負担すべき修繕費などが指定管理者の負担として実施されていることから、県の財政報告における経費計上額が過少に計上されていることになる。各施設の運営上、やむを得ず1件100万円以上の修繕等の対応が必要な場合の処理については、協定上の解釈について相違が生じないように、その処理方法を基本協定に明示し、基本協定を遵守した適切な契約事務として実施すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、管理物件に対する1件100万円以上の修繕や備品の購入に関して、必要な改正を行ったところです。今後も、基本協定に沿って適正に運用してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
VI固定資産管理の状況 2 びわ湖ホールについて (1) 施設の利用状況 ①自主事業と買取事業の採算	<p>(42) 自主事業における設備使用日数の削減について(指摘20)</p> <p>滋賀県の財政的な負担を減らすべく、自主事業の開催に関し、準備を含めホールの使用日数が多いびわ湖ホールで企画する自主制作公演を減らし、ホールの使用日数の短い買取公演の増加の検討のほか、効率的な施設・設備利用を通じて、貸館日数を増やし、収益力向上を目指す必要がある。</p>	<p>びわ湖ホールにおいては、総合的な舞台芸術であるオペラ等を自主制作することにより、声楽アンサンブルは力量を高めることができ、専門スタッフは企画制作の経験を積み重ね、舞台演出技術を磨いていくことができます。自主制作は、今後もびわ湖ホールが、県民に舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、滋賀県の文化芸術の象徴として、県内外にその存在感を示していくために不可欠な取組だと考えております。</p> <p>同時に、ホール全体の効率性を高めていくことも重要でありますことから、現在、(公財)びわ湖芸術文化財団において、自主制作準備のための使用等については必要最低限として貸館公演を増やすよう貸館対応の人員配置等の調整をするとともに、国や民間の助成金を積極的に活用して買取公演を実施するなど効率的・効果的な事業の実施に努めております。</p> <p>今後とも、効率性も十分考慮し運営するよう(公財)びわ湖芸術文化財団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
VI固定資産管理の状況 2 びわ湖ホールについて (2) 駐車場の利用状況 ①料金体系の変更	(44) びわ湖ホールの駐車場の利用促進の検討について(指摘21) びわ湖ホールの財源確保のため、安全管理上の施設整備に要する費用の算定や隣接するピアザ淡海駐車場管理者との協議を進めることにより、びわ湖ホールが申請している駐車場の料金改定及び利用時間の拡大を検討していく必要がある。	利用者の利便性を高め、料金収入の増大を図る観点から、料金改定および利用時間の拡大について検討してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
VI固定資産管理の状況 2 びわ湖ホールについて (2) 駐車場の利用状況 ②管理指標としての稼働率	(45) 駐車場管理のための指標について (指摘22) 駐車場の利用の状況を把握する指標として、台数だけでなく稼働率という指標も加えるべきである。	平成28年3月に策定した(公財)びわ湖ホール第3期中期経営計画において、年間稼働率(総利用台数/年間駐車可能台数)を指標として取り入れたところです。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>VI固定資産管理の状況</p> <p>3 文化産業交流会館について</p> <p>(4) 目的外利用の状況</p>	<p>(50) びわこ文化センターの運営管理について (指摘24)</p> <p>滋賀県はびわこ文化センターについて、①文化産業交流会館の目的に合致した地域の文化産業に貢献する事業が実施されているか②滋賀県の使用料減免基準を満たしているかを確認する必要がある。現状は年1回40分程度開催される運営委員会の委員に県から1名就任しているに過ぎない。運営委員会は半数が中日新聞社関係者で占められていることや27年以上同じ運営形態で事業を継続していること等より、県は運営委員会以外に、事業内容の確認手段や方法等を検討する必要がある。</p>	<p>びわこ文化センターは、県、(公財)滋賀県文化振興事業団、中日新聞の3者で構成された運営委員会により運営し、文化産業交流会館を拠点にさまざまな文化活動講座を開催するなど、これまでから県民文化の向上に貢献しており、使用料減免基準を満たしているものと考えています。</p> <p>同センターの事業計画や実績報告について、昨年度は運営委員会に加えて担当者会議を行い、上期の運営状況等を確認したところです。今後とも定期的に事業内容を把握し、文化産業交流会館の目的に沿った事業を一層推進するよう働きかけてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>VIIその他</p> <p>2 出資法人の賞与引当金の計上について</p>	<p>(71) 賞与引当金の計上について(指摘33)</p> <p>公益法人会計基準の実務指針では、賞与引当金の計上を求めていることから、(公財)びわ湖ホールおよび(公財)文化振興事業団は、賞与引当金を計上することが必要である。</p>	<p>(公財)滋賀県文化振興事業団(現(公財)滋賀県希望が丘文化公園)においては、平成27年度決算から計上しており、(公財)びわ湖ホール(現(公財)びわ湖芸術文化財団)においては、平成28年度決算から計上することとしています。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

【意見】

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(1) 中長期収支計画について</p>	<p>(1) 予算実績管理および目標実績管理について(意見1)</p> <p>びわ湖ホール建設時において、収支に関して十分な検討が行われたことを示す資料が保存されておらず、当時十分な検討が行われたと認められる状況にはない。なお、現在では予算管理・目標管理が行われているが、数値が達成されたときにどのような効果があるのかを示すことを検討すべきと考える。</p> <p>また、長期的視野で考えた時に、ホールの子事業が文化振興に大きな役割を果たすものとする。小学生を積極的に招待し、「びわ湖フローティングスクール」のように、一定年度に達した際には必ず体験させる制度を整えることが県民にも有益と思われる。</p>	<p>びわ湖ホールの予算管理や組織目標の達成状況、事業効果については、第3期中期経営計画の進行管理において、県民の皆さんにわかりやすくお示しできるよう努めております。</p> <p>また、ホールの子事業は、県内の全ての小学生が6年間に1回以上鑑賞できることを目指しており、必要な予算の確保とともに、参加者の拡大に努めているところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(2) 今後の長期修繕計画について</p>	<p>(2)大規模修繕による長期休館への対策について(意見2)</p> <p>びわ湖ホールでは、建設後20年目（平成30年）を目途に大規模修繕が必要な状況にあり、その際に長期休館が避けられないと予想している。文化振興のためには、休館となった場合にも当然何らかの形で公演を継続する必要がある。鑑賞機会の確保について、対策を講じる必要がある。</p>	<p>びわ湖ホールが休館することとなった場合は、もう一つの拠点施設である文化産業交流会館のほか、市町ホールなどと連携することにより、県民の鑑賞機会を確保してまいりたいと考えております。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(4) 声楽アンサンブルについて</p>	<p>(4)声楽アンサンブルの公演料について (意見3)</p> <p>声楽アンサンブルの公演料が一公演あたり80万円と、公演料が低く設定されてしまっている。実際の公演料は、諸事情により低くせざるを得ない場合もあろうが、極力高い公演料を設定し、収入を増やす努力、また、声楽アンサンブルの技術・練習時間・準備等に報いる努力をすべきである。</p>	<p>声楽アンサンブルの公演料は、平成26年度に一公演50万円から80万円に引き上げたところ。今後も、県内の地域連携公演をはじめ、さらなる実績を積み上げ、知名度を向上させることなどにより、収入の増加に努めるよう（公財）びわ湖芸術文化財団に対し求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(5) ネーミングライツについて</p>	<p>(5)館全体でのネーミングライツの募集について(意見4)</p> <p>びわ湖ホールは、大ホール・中ホール・小ホールそれぞれで募集しているが、ホールごとのネーミングライツでは広告媒体として魅力が小さく、ロケーションなど総合的な価値でネーミングライツを募集した方が、応募する側にとって魅力は大きいと考える。そのため、びわ湖ホール全体でのネーミングライツを募集することも検討すべきと考える。</p>	<p>開館から19年を迎えた「びわ湖ホール」という名称は、国内外に一定周知されており、ホール全体のネーミングライツ募集については、慎重な検討が必要と考えています。当面は、県として、ホール毎のネーミングライツの募集を行うこととしております。</p> <p>(公財)びわ湖芸術文化財団においては、平成28年度も特別会員、サポート会員数を増加させており、オフィシャルスポンサー制度の取組を一層強化するなど、さらなる収入の確保に努めているところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>2 文化産業交流会館について</p>	<p>(7)機能のあり方について(意見5)</p> <p>現在の(公財)びわ湖ホールと(公財)文化振興事業団の文化芸術部門の統合を踏まえ、文化産業交流会館においても、本格的でなくても簡易的なオペラやクラシックコンサート等ができるような取組みを進めるべきである。</p> <p>また、大規模修繕を控えたびわ湖ホールの状況を考えると、文化産業交流会館がびわ湖ホールの機能をある程度代替できる必要がある。</p>	<p>文化産業交流会館においては、今回の統合を機に、文化芸術振興の拠点施設として、びわ湖ホールの企画制作能力や声楽アンサンブル等を活かした事業に取り組んでおります。</p> <p>今後も、クラシック音楽をはじめ、より一層多様な舞台芸術に親しむ機会を提供できるよう努めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>II 収支の状況について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(1) 収支の状況について</p>	<p>(18) びわ湖ホールの公益目的事業の収支の改善(意見13)</p> <p>びわ湖ホールの公益目的事業は直近3事業年度(平成24年度から平成26年度まで)において毎期大きな支出超過を計上している。びわ湖ホール運営の基本的な考え方は舞台芸術の振興であり、商業ベースに流されないということは理解できるが、上記の結果は舞台芸術振興のための指定管理料や国等からの補助金を収受したうえでのものである。公益目的事業における支出超過を少しでも改善する必要がある。そのためには入場料等の収入を増やすとともに徹底した支出の管理と削減が求められる。</p>	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条に規定する収支相償の要件を満たし、かつ、経営の健全性を確保するために、公益目的事業の支出超過と収益事業の収入超過のバランスを考え、ホール全体で収支均衡を達成できるよう運営しております。</p> <p>(公財)びわ湖芸術文化財団における経営の合理化・効率化による支出削減や有料公演入場率の向上とともに、貸館提供日や駐車場の利用時間の拡大等による収入増、補助金・助成金・寄付金の獲得や友の会の拡大による収入の確保などにより、引き続き経営の改善に努めるよう求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>Ⅱ 収支の状況について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(2) 自主事業の状況について</p>	<p>(19) びわ湖ホールの自主制作公演の収益率の改善等(意見14)</p> <p>びわ湖ホールの自主事業のうち自主制作公演の入場料収入収益率が27%、補助金等収入と合わせた収益率でも56%とかなり低い水準である。公益目的事業の赤字の大きな原因であると考えられる。入場者をもっと増やす、入場料を上げる、など入場料収入増加のあらゆる施策を講ずる必要がある。また自主制作公演にかかる施設利用日数は、稽古等の日数を合わせると1公演当り7.9日と多い。その間のコストが発生しているとともに、他の貸館公演などができない機会損失も発生している。可能な限り稽古等にかかる施設の利用を控えるべきである。</p>	<p>有料公演入場率の向上や入場者数の増に向け、友の会会員の拡大や広報営業の強化などに努めるとともに、ニーズを反映した入場料金の設定のほか、インターネットチケット販売におけるカート機能の追加やチケット受取窓口の拡大など、利便性や満足度の向上に努めております。</p> <p>今後とも、収益率の改善に向けた取組について（公財）びわ湖芸術文化財団に対して求めてまいります。</p> <p>また、自主制作については、稽古等での効率的な利用に努め、貸館利用に提供できる日を増やすよう（公財）びわ湖芸術文化財団において取り組んでいるところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>Ⅱ 収支の状況について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(3) 声楽アンサンブルの状況について</p>	<p>(20) 声楽アンサンブルの収益力のアップ (意見15)</p> <p>声楽アンサンブルは活動するためのコストを十分に補うだけの収益を獲得していない。声楽アンサンブルは、実力にさらなる磨きをかけるとともに、あらゆる施策を講じて知名度のアップを図るべきである。そして、公演日数を増やし、公演の入場者および入場料（単価）を増加させる必要がある。収支をバランスさせることを目標に設定すればいいと考える。</p>	<p>声楽アンサンブルはびわ湖ホールだけでなく首都圏での定期公演や、県内の地域連携公演をはじめ、各種イベントへの出演を通じ、知名度向上に努めております。</p> <p>今後とも、可能な限り公演数を増やすなど、収益力の強化に取り組むよう、（公財）びわ湖芸術文化財団に対し求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>II 収支の状況について</p> <p>2 文化産業交流会館について</p> <p>(1) 文化産業交流会館の収支の状況について</p>	<p>(21)文化産業交流会館の公益目的事業の収支の改善(意見16)</p> <p>文化産業交流会館の公益目的事業は相応の指定管理料や補助金等を収受しているのにもかかわらず収支差額は大幅な支出超過となっている。公益目的事業は、より収入を確保できるような事業を展開するか、支出（経費）を削減し効率的に事業を運営しなければならない。</p>	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条に規定する収支相償の要件を満たし、かつ、経営の健全性を確保するために、公益目的事業の支出超過と収益事業の収入超過のバランスを考え、収支均衡を達成できるよう運営しております。</p> <p>経営の合理化・効率化による支出削減や、自主事業入場率の向上、補助金・助成金・寄付金の獲得等による収入の確保などにより、引き続き経営の改善に努めるよう（公財）びわ湖芸術文化財団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>II 収支の状況について</p> <p>2 文化産業交流会館について</p> <p>(1) 文化産業交流会館の収支の状況について</p>	<p>(22) 文化産業交流会館の会館事業の入場料収入の増加(意見17)</p> <p>文化産業交流会館の会館事業を事業ごとに分析してみると、入場者の見込よりも実際の入場者が少ない事業が多いにもかかわらず全体の事業収入は支出を超過している。これは経費の節減による効果もあるが、予算積算時の精査不足とも受け取れる。</p> <p>また、事業全体の収支から入場料収入率を計算すると支出の38%（支出には入場料や参加料が無料の事業および情報提供等の事業費を含む）とかなり低い水準にあることが分かる。その結果、指定管理料収入や国および民間等の補助金に頼らざるを得ない状況になっている。入場料収入率を上昇させるためには、当該料率が高く金額的にもボリュームがある「イベントホール」での「鑑賞事業」を、より多く実施することが効果的であると考え。</p>	<p>文化芸術に係る人材育成、普及啓発や地域との協働連携事業の推進のほか、産業振興支援事業とのバランスを考慮しつつ、イベントホールでの公演など高い収入が見込める鑑賞事業を積極的に実施しております。</p> <p>今後とも県北部の文化振興拠点施設としての役割を果たすよう（公財）びわ湖芸術文化財団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>Ⅲ指定管理の状況について</p> <p>1 びわ湖ホールについて</p> <p>(2) ひとつの法人としての自主性・自律性の尊重について</p>	<p>(31) (公財) びわ湖ホールの自律性を尊重した経営に転換すべき(意見21)</p> <p>びわ湖ホールでは、深刻な残業時間・残業代問題が発生している。これに対して、業務の見直しと人員増強という2つの観点から対応が必要と考えられるが、人員増強については滋賀県から(公財) びわ湖ホールの慎重な対応を求められている。(公財) びわ湖ホールの経営に対する滋賀県の責任感については理解できるが、(公財) びわ湖ホールは自律したひとつの法人であり、適切に経営するだけのマネジメント・ガバナンス機能も有している。現状のあり方は、自律した法人でありながら人事管理に関する県の関与があるが、(公財) びわ湖ホールの経営の自由度を高めて、その効果を求めるべきである。また、指定管理者制度を採用している以上、公募によることについても検討願いたい。</p>	<p>(公財) びわ湖芸術文化財団は、県の全額出資団体であることに加え、びわ湖ホールの運営は県が支出する指定管理料で賄われていることから、人員増には慎重に対応していきたいと考えていますが、同時にびわ湖ホールの運営には高い専門性を有する職員の配置等が不可欠であり、円滑な運営のための人員配置について県として適切に対応してまいります。</p> <p>また、指定管理者の選定にあたっては、継続的な人材育成・ノウハウの蓄積とともに、拠点文化施設として高い公共性と行政施策の一体性が求められることを理由に非公募としているところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>V 契約事務の状況について</p> <p>3 びわ湖ホールについて</p> <p>県が実施する施設整備事業の契約事務について</p>	<p>(38) 県が実施する施設整備事業の契約事務について(意見22)</p> <p>施設の大規模修繕などの施設整備事業は、県の負担と責任において実施することになっており、本来は県が契約事務を実施することになるが、施工時に来場者をはじめ、多方面での調整が必要な工事は、県から「施工管理の調整を含めた工事の実施は他に代替しうる者なし」との理由で指定管理者へ随意契約により委託され、指定管理者が契約事務を行っている。しかし、指定管理者が委託を受けた工事のうち、指名競争入札を採用して競争入札を実施しているものが相当数ある。指定管理者において競争入札を実施できる業務については、県が一般競争入札を行うことも十分可能であると考え。工事場所、工期、調整項目など現場での対応内容を確認し、工事内容に応じたより適切な契約方法を選択する必要がある。</p>	<p>開館しながら行わねばならない施設改修は、公演のほか各種業務との調整が必要となることから、必要に応じて指定管理者に委託しているところです。現在、県で施工している屋根、防水、外壁工事など、施工場所や作業期間が限定的で、ホールの運営に影響が小さいなどの場合にあっては、県施工とするなど適切に執行してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
VI 固定資産管理の状況 2 びわ湖ホールについて (1) 施設の利用状況 ② 声楽アンサンブルのホールの使用状況	(43) 声楽アンサンブルのリハーサル室の使用回数の見直し(意見23) 声楽アンサンブルのリハーサル室を含む施設利用は、収入の減少につながるため使用回数を見直す必要がある。	声楽アンサンブルが活動するためには、相応の稽古場所、時間が必要となりますが、リハーサル室等の利用については、(公財)びわ湖芸術文化財団において貸館との調整を図り、今後とも適正な使用となるよう求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>VI 固定資産管理の状況</p> <p>3 文化産業交流会館について</p> <p>(1) イベントホールの稼働率</p>	<p>(47) イベントホールの利用促進について (意見24)</p> <p>文化産業交流会館は、平成28年4月より（公財）文化振興事業団と（公財）びわ湖ホールが共同運営し、平成29年4月から両法人は統合され、同会館を運営するため、びわ湖ホールのノウハウを含め、集客できる「鑑賞事業」を増やすことにより、集客増加とともにイベントホールの利用促進につなげて行く必要がある。</p>	<p>文化芸術に係る人材育成、普及啓発や地域との協働連携事業の推進のほか、産業振興支援事業とのバランスを考慮しつつ、イベントホールでの公演など高い収入が見込める鑑賞事業を積極的に実施しております。</p> <p>今後とも、県北部の文化振興拠点施設としての役割を果たすよう（公財）びわ湖芸術文化財団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI 固定資産管理の状況 3 文化産業交流会館について (2) 第3会議室から第5会議室の稼働率	<p>(48) 会議室3から5の利用促進にむけて (意見25)</p> <p>稼働率が低い会議室3から5の稼働率向上に向けて、料金改定や効果的な広報をするとともに、びわこ文化センターやレイカディア大学などの入居団体にも活用方法を相談し、併せて会議室として利用しやすい環境を整えることにより、利用促進につなげていく必要がある。</p>	<p>平成28年度は、第5会議室の机と椅子を使いやすいものに更新し、ホームページ等を活用した利用促進の結果、利用率が向上しました。</p> <p>今後も利用者のニーズにあわせた料金設定や使用形態を検討し、入居団体との連携や積極的な広報により、会議室の利用促進を図るよう（公財）びわ湖芸術文化財団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>VI 固定資産管理の状況</p> <p>3 文化産業交流会館について</p> <p>(3) 米原SOHOビジネスオフィスの利用状況</p>	<p>(49) 米原SOHOビジネスオフィスについて (意見26)</p> <p>米原SOHOビジネスオフィスの稼働率が年々減少しているため、地域産業のニーズの把握に努めるとともに入居率が低い原因を分析し、改善策と行動計画を立案して実施していくようなPDCAサイクルを早急に実施する必要がある。入居率が改善されない場合は、文化産業交流会館の当該フロアは県東北部の産業振興の別の拠点として活用する方が効果的・効率的に運営できると考える。</p>	<p>入居者や卒業者へのアンケート調査による利用実態の分析を行い、地元自治体や商工会等の関係機関との情報共有や意見交換等を踏まえ、活用促進に向けた取組事項をとりまとめたところです。</p> <p>取組事項に基づき、広報活動の充実や共有施設の改善など、利用環境の向上に取り組むとともに、米原 SOHO ビジネスオフィスのインキュベーションマネージャーによる関係機関への訪問活動を通して、施設の活用促進に努めたところです。</p> <p>今後も、ご意見の趣旨を踏まえ、取組事項に基づき、地元自治体や商工会等の関係機関等とも一層の連携・協力を図りながら、入居率の改善に取り組んでまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
VI 固定資産管理の状況 12 修繕計画策定の状況について (1) びわ湖ホールについて	(66) びわ湖ホールの修繕目的基金の設置について(意見36) びわ湖ホールの運営を継続した場合、定期的に数十億という多額の修繕費が発生すると予想されるが、その特定の年度の財政負担させることなく修繕を確実に実行できる財源を確保できるように、修繕を目的とする基金を設置する必要がある。	改修の実施時期や、実施規模等を精査するとともに、計画的に改修を進めていくための財源の確保について検討してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
VI 固定資産管理の状況 12 修繕計画策定の状況について (2) 文化産業交流会館について	(67)文化産業交流会館のイベントホールの修繕計画について(意見37) イベントホールが平成25年に公布された建築基準法施工令の改訂要綱における「特定天井」に該当し、改修が必要な天井であり、修繕計画を明示する必要がある。	改修の実施時期や、実施規模等を精査するとともに、計画的に改修を進めていくための財源の確保について検討してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 文化振興課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>VII その他 4 評議員の出席状況について</p>	<p>(75) (公財)文化振興事業団の評議員の出席状況について(意見40)</p> <p>出席率0%の評議員がいる。当該評議員に出席を求める努力も必要だが、一方で、評議員の選任方法も検討し、出席可能性の高い評議員を選任することも検討すべきと考える。</p>	<p>(公財)滋賀県文化振興事業団における平成28年度に3回開催した評議員会の出席率は83.3%でした。</p> <p>今後、(公財)びわ湖芸術文化財団においても全評議員に出席いただけるよう早期の日程調整に努めるとともに、改選時には出席率にも配慮されるよう評議員会に要請します。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>5 県立武道館について</p>	<p>(11)県立武道館について（指摘3）</p> <p>県立武道館の稼働率は45%前後と低く、有効活用できていない。稼働率が低い原因を追究し、武道以外の利用団体の拡大、広報、県立体育館等とのコラボレーション、利用料金の見直し等の抜本的な改革を行い、PDCAサイクルを徹底し改善を図らなければならない。</p>	<p>指定管理者において、平成28年11月にホームページをリニューアルし、今までよりも施設案内の写真を多く掲載するなど武道以外の利用形態を紹介されました。また、利用方法だけでなく地図入りで近隣のホテルやスーパー、レストランなどを紹介した案内チラシを各競技場、会議室、練習室ごとに作成し、関西圏の大学の体育会系クラブにダイレクトメールを送付し、合宿等での利用促進につながるよう努力されました。</p> <p>さらに体育館での競技会やイベントの主催者に武道館の利用を案内し、両施設の有効活用に努められました。</p> <p>また、会議室等の利用料金の見直しについては、近隣類似施設の利用状況や利用団体の需要を把握し、指定管理者において料金改定の検討がされておりますので、今後、県としても、その内容を踏まえ適切に対応してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>9 柳が崎ヨットハーバーについて</p>	<p>(15)柳が崎ヨットハーバーについて（指摘4）</p> <p>柳が崎ヨットハーバーは、アスリート向けの無動力ヨット専用施設となっており利用者が特定されており、また、個人の利用も少ない。利用者を増加させるための検討が必要であり、一般県民が滋賀の豊かな自然を活かした湖上スポーツに進んで安全に親しむことができるような追加事業等を積極的に推進する必要がある。</p>	<p>指定管理者において、平成28年度は体験型の事業を新たに実施し、「ヨット体験教室」については3日間で15人、「彦根ヨット体験教室」については2日間で8人と定員数の参加がありました。今後は艇と指導者の確保および広報活動を充実し、引き続き参加者の増に努めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>10 県立ライフル射撃場について</p>	<p>(16) 県立ライフル射撃場について (指摘5)</p> <p>県立ライフル射撃場は、建物および屋外階段の鉄骨材等に著しい腐食が見られる。耐震改修がされておらず、施設利用者保護のためのスポーツファシリティーズ保険にも加入されず、さらに法定の義務である避難訓練もされていない状況である。建築基準法の要件は満たしているとのことであるが、やはり安全性の確保の観点からも、施設の閉鎖（廃止）を視野に入れて、今後のあり方を検討すべきである。</p>	<p>施設については、必要な修繕を行い、現施設を競技力向上のための練習拠点として維持することとしました。</p> <p>なお、スポーツファシリティーズ保険については、指定管理者である（特非）ライフル協会において、平成28年3月28日に加入手続きをされました。県では、今後、継続して加入されるようモニタリング等を通じて指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>II 収支の状況について</p> <p>5 管理上の問題点について</p> <p>(1) 県立ライフル射撃場について</p>	<p>(27) 県立ライフル射撃場の現金管理（指摘7）</p> <p>県立ライフル射撃場の施設利用料は、基本的に当日現金で利用者から徴収するが、射撃場に金庫がないため自宅に持ち帰り保管する。自宅で預かっている現金は数日分まとめて（特非）ライフル協会の通帳に入金する。（特非）ライフル協会の通帳には施設以外の入出金があり、当該施設の出納を区分することは困難である。施設は「現金出納帳」を備えていないので、実際の現金の出納は不明である。以上のことから、県立ライフル射撃場の現金管理は問題があるといえる。</p> <p>また「指定管理者募集要項」には、管理業務にかかる収支がわかるように資金については独立した口座で管理すること、その他の業務と区分して経理すること、などが定められている。この定めにも反した管理がなされている。</p>	<p>ライフル射撃場の指定管理者である（特非）ライフル協会に対し、指定管理施設のための独立した専用口座を設けるとともに現金出納帳を備え付け、適正な現金管理を行うよう指導し、昨年度に指摘を受け速やかに是正されました。</p> <p>県では、専用口座の開設、現金出納帳の備え付けを確認するとともに、引き続き適正な現金管理が行われるようモニタリング等を通じて指導を行ってまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>II 収支の状況について</p> <p>5 管理上の問題点について</p> <p>(1) 県立ライフル射撃場について</p>	<p>(28) 県立ライフル射撃場の収支報告（指摘8）</p> <p>日々の施設の利用人数および利用料は、滋賀県スポーツ健康課に提出される「滋賀県立ライフル射撃場使用者報告書」に記録され、月次で報告される。しかし、この報告書に記載されている「使用金額」は実際に収受した金額ではない場合がある。例えば、（特非）ライフル協会の会員が施設を使用した場合、会員からは協会が年会費を収受しているため、使用料の累計額が年会費に到達するまで使用料を徴収しない。その場合、当該報告書には条例に従った所定の料金を徴収したように金額を記載する。したがって当該報告書の使用料金と実際の収入は異なる。また、当該報告書の数字をもとに年次の収支報告が作成されるので、年次の収支報告も実際と異なることになる。</p> <p>なお会費の範囲内なら無料とする徴収方法は条例に従った所定の徴収方法にも反している。さらに個々の利用料金が年会費に到達したかどうかの消込も実際はなされていない。</p>	<p>ライフル射撃場の指定管理者である（特非）ライフル協会に対し、条例に則った所定の方法による徴収と現金出納帳を備え付け、施設利用簿と照合の上、県へ報告するよう指導を行い、指摘を受け速やかに是正されました。</p> <p>県では、現金出納帳の備え付けを確認するとともに、引き続き適正な事務処理が行われるようモニタリング等を通じて指導を行ってまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>II 収支の状況について</p> <p>5 管理上の問題点について</p> <p>(2) 柳が崎ヨットハーバーについて</p>	<p>(29) 柳が崎ヨットハーバーの料金徴収管理 (指摘9)</p> <p>柳が崎ヨットハーバーの料金徴収業務において、手書きされている使用料単価がチェックされておらず使用料の徴収誤りがあった。内部管理体制に不備があり、過去において徴収誤り等が生じていた可能性がある。再発防止策を検討し改善されたが、引き続き厳正に処理する必要がある。</p>	<p>過徴収分については、平成28年5月に指定管理者において返金手続きが行われました。</p> <p>今回の誤りは、使用料金徴収時にその都度単価を手書きしていたことが原因であったことから、指摘を受けた以降については、指定管理者において、使用申請書には事前に単価を記載し、複数職員による確認を実施することにより再発防止に努めております。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>Ⅲ指定管理の状況について</p> <p>2 スポーツ施設全般の指定管理の状況について</p>	<p>(32) 選定委員が公平な評価を行っているか疑念を抱かれないようにしなければならない (指摘11)</p> <p>指定管理者選定委員のなかに、応募者である(公財)体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれている。これでは、選定委員が公平な評価を行っているかどうか、県民から疑念を抱かれる可能性がある。</p> <p>実質的に公平な評価が行われていることは当然としても、それに対して県民の疑いを招かないような選定委員の構成としなければならない。具体的には、選定委員のうち滋賀県職員の人数を条例上最低限の1名に抑えることが考えられる。これについては現に1名となっているところである。</p> <p>ただし、条例上は選定委員に滋賀県職員が入ることとされているが、他府県においては1名も入らないという例もある。今の運用で透明性確保が十分であるかどうか検討を願いたい。</p>	<p>指定管理者の選定における透明性を一層高める観点から、平成28年6月29日付で滋賀県附属機関設置条例を改正し、指定管理者選定委員会の委員構成を外部委員のみとしました。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>Ⅲ 指定管理の状況について</p> <p>2 スポーツ施設全般の指定管理の状況について</p>	<p>(33) (公財) 体育協会と滋賀県との関係を明確化し、公平な選定が行われていることを県民に示さなければならない(指摘12)</p> <p>滋賀県が人件費の細かな部分にまで関与している実態、人件費の計上部門の取扱いなど、スポーツ施設の指定管理者の選定においては県民から疑念を抱かれかねない状況にある。このような疑念を払拭するために最大限の改善に取り組まなければならない。</p>	<p>県では、(公財) 体育協会における人件費の執行について体育協会から相談があったときは必要な助言指導を行っています。</p> <p>また、体育協会における人件費の計上部門の取扱いについては、引き続き整理してまいります。</p> <p>なお、指定管理者の選定については透明性を一層高める観点から、平成28年6月29日付で滋賀県附属機関設置条例を改正し、指定管理者選定委員会の委員構成を外部委員のみとしました。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>V 契約事務の状況について</p> <p>5 県立体育館および県立武道館について</p>	<p>(39) 日本管財㈱が実施した修繕の契約手続について (指摘17)</p> <p>協定に従って、指定管理者のグループ企業である日本管財㈱に修繕の契約事務を委託するとしても、(公財) 体育協会としては少なくとも体育協会会計規程で定める契約の規定を遵守して契約事務を行うよう要請すべきであり、また、実施された事務手続の確認も行われなければならない。また、業者からの請求書により実際の請求金額の確認も必要である。</p> <p>このような日本管財㈱において実施された契約事務に関する書類が(公財) 体育協会に整理・保管されておらず、また、実施されていた事務手続が検証されていたのかも不明であるという事実は、指定管理者として管理が十分でなかったと言ふべきであり、今後このようなことが起こらないよう留意しなければならない。</p>	<p>指定管理者である体育協会と日本管財㈱とのグループ契約協定に従い事務処理を行っていたものを、平成 26 年度から仕様書作成や見積書の徴取等と予算執行とに役割を分担しました。</p> <p>予算執行については体育協会が自らの会計規程に基づき、一連の事務手続きに係る書類を審査し、保管することにより透明性を高めるよう事務処理を行っております。</p> <p>また、指定管理者において、職員研修等の機会を通じて、会計規程の周知を行い、契約事務の適正化を図っております。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>V 契約事務の状況について</p> <p>6 スポーツ会館</p>	<p>(40) 備品購入の契約事務について（指摘18）</p> <p>以下のように不適切な事務手続が行われており、再発防止策の検討を要する。</p> <p>①分割発注により、1件100万円未満とした取引がある。</p> <p>②数量が3である購入について、数量1の3取引に分割して、全く同一の見積合せの起案や業者決定の起案が3件行われている。これは、本来は数量3の1取引として処理されなければならない、この場合は、金額1,884,330円であるから、金額160万円未満の財産の買入れとはならず、見積合わせによる随意契約では足りず、より公平性、競争性を高める指名競争入札を行う必要があった。</p> <p>③8品目の取引が品目毎にそれぞれ1取引として処理されているが、全て同一日に同一担当者による見積合せの起案が行われており、その見積依頼先もすべて同一の3者である。そして、業者決定の起案も全て3月15日、納期も全て3月24日と同一日である。この8品目の複数品目は1取引として一括調達すべきものであり、合計の取得価格総額は6,606,967円であるから、全体として指名競争入札を行い、より公平性、競争性を高める必要があった。</p>	<p>指定管理者において機器の特殊性や納期を考慮して、分割による事務処理が行われたものですが、指摘のとおり公平性、競争性、透明性を確保するため、県としても適切な会計事務について指導を行ったところであります。</p> <p>また、指定管理者においては職員研修や予算編成説明会の場において、会計規程の周知を行い、契約事務の適正化を図っております。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の 状況 1 公有財産台帳 について	<p>(41)公有財産台帳の記載の訂正について (指摘19)</p> <p>スポーツ会館の公有財産台帳の記載の金額について、本来は、620,882,000円であるのも係わらず620,882円と記載されているため、あるべき金額に訂正する必要がある。</p>	<p>公有財産台帳の記載ミスであり、直ちに修正いたしました。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の 状況 6 県立武道館に について (2) 駐車場の料金 設定について	(55) 駐車場料金の改定の検討について (指摘25) 施設利用者を優先する駐車場であることを原則としながらも、今後は、駐車場の利用促進のため、1時間単位の料金設定や営業時間外の利用促進のため夜間定額制度を導入することも含めて検討していく必要がある。	周辺駐車場の料金設定等を調査したところ、1時間単位料金設定や夜間専用の料金設定等をしているところがありました。 このことを参考にし、指定管理者において料金改定の検討がされておりますので、今後、県としても、その内容を踏まえ適切に対応してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の状況 10 柳が崎ヨットハーバーについて (1) 未利用建物の取り壊しについて	(60) 柳が崎ヨットハーバーの老朽化建物の解体・除去について (指摘26) 敷地内にある未利用建物に関しては、著しく老朽化が進み、放置しておくこと倒壊の可能性もあることから取り壊す必要がある。	指摘のボート会館については解体・除去することとしており、平成29年度予算において、そのための費用の一部を計上したところであり、計画的に対応してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の状況 10 柳が崎ヨットハーバーについて (2) 駐車場の料金設定について	(61)駐車料金改定の検討について（指摘27） 駐車場の利用促進のため、1日650円の料金設定を、上限を設けた時間制に変更することも含めて、利用料金改定を検討していく必要がある。	近隣有料駐車場を調査したところ、1日650円より高い料金設定がされておりましたので、これらを参考に料金を検討した結果、指定管理者において、現在の設定料金により引き続き運営することとします。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の状況 10 柳が崎ヨットハーバーについて (3) 目的外使用許可について	(62) 柳が崎ヨットハーバーの目的外許可違反について (指摘28) 滋賀県セーリング連盟の運営するセーリングショップBBマリンは、目的外許可の事務所・倉庫以外の利用である。運営を続けるのであれば、再度、目的に応じた許可を申請するように滋賀県セーリング連盟に指導する必要がある。	滋賀県セーリング連盟に対し、実際の使用状況に応じた使用許可申請を行うよう指導を行い、平成28年度からは適正に運用されています。 また、運営を開始した平成23年度に遡って使用料を納付するよう合わせて指導し、平成28年5月31日に全額収納されたところです。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
VI固定資産管理の状況 11 備品 (1) 備品確認の実施	<p>(64) 指定管理者による備品の現物確認の実施と報告について（指摘29）</p> <p>指定管理者が滋賀県から貸与を受けている備品の現物確認について、実施している管理者と実施していない管理者がある。</p> <p>施設の管理運営委託等に伴い同一の相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品等については、継続貸付の決裁時に現状確認等を行うことが、「物品ハンドブック」で求められていることから、貸付先から重要物品を含む貸与備品の使用・未使用や滋賀県備品表示票の有無まで含めた現状確認の報告を、原則として、単年度ごとに施設を管轄する所管部署が受ける手続きを設けることが必要である。</p> <p>特に、今回の監査において確認したスポーツ会館の2点の重要物品については、返納、廃棄を含む適切な対応をとる必要がある。</p>	<p>平成28年3月31日付滋会計第195号「施設の指定管理者制度の導入等による物品の貸付（通知）」に従い、適切な管理を行っているところです。</p> <p>スポーツ会館における2点の重要物品については、今後の使用の可能性がないことから、ピアノについては、平成29年2月24日に管理換えの処理を行いました。また、ランニングベルトについては廃棄処分を行う予定です。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の 状況 13 避難訓練の実 施状況	(68) [県立ライフル射撃場] 消防・避難訓練の 実施について (指摘31) 消防法第8条で求められている消防訓練が行わ れていないため消防・避難訓練を実施する必要が ある。	所轄の消防署に訓練実施の必要性の確認を行ったところ、当該施設は利用人数が 少ないため、消防・避難訓練の実施義務がない旨の回答があったところです。 しかしながら、県としては、公の施設であることから指定管理者に対し自主的な 消防訓練を実施するよう求め、指定管理者において所轄消防署に届出を行うととも に、平成28年4月13日に消火訓練等自主訓練を実施したところです。今後とも定期的 に自主訓練を実施するよう指導してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の状況 14 その他（スポーツファシリティーズ保険の加入）	(69) [県立ライフル射撃場] スポーツファシリティーズ保険の未加入について（指摘32） 施設の欠陥や施設の指導者の指導に起因する事故に対応したスポーツファシリティーズ保険に加入していない。公的施設を運営するのであれば、滋賀県もしくは指定管理者が加入する必要がある。	指定管理者において直ちにスポーツファシリティーズ保険への加入手続きを行い、平成28年3月28日に加入手続きされ、昨年度末には更新手続きをされました。県としても、継続して加入されるようモニタリング等を通じて指導してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>6 スポーツ会館について</p>	<p>(12)スポーツ会館について（意見9）</p> <p>スポーツ会館は、大津市が運営する「皇子山総合運動公園」の一面にあり、大津市が運営する近隣のスポーツ関連施設と一体的に利用する方が効果的・効率的運営が期待できる。今後、スポーツ会館のアスリート育成機能を県立体育館に集約することが考えられる。</p>	<p>スポーツ会館については、トレーニング施設の機能を新県立体育館に複合化することとしています。</p> <p>なお、新県立体育館竣工後は県立施設としては廃止し、その後の利活用について、地元大津市と協議することとしています。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
I 施設のあり方について 7 栗東体育館について	<p>(13)栗東体育館について（意見10）</p> <p>栗東体育館は、国民体育大会に向けて体操選手の育成のために使用していくとのことであるが、将来に向けて引き続き地元市への移管交渉に取り組まなければならない。</p>	<p>栗東体育館については、必要な維持修繕を行い、県立施設として現状施設の維持を行うこととしています。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>I 施設のあり方について</p> <p>8 琵琶湖漕艇場について</p>	<p>(14) 琵琶湖漕艇場について (意見11)</p> <p>琵琶湖漕艇場は建物が老朽化しているが、現地は、開設以来関西を代表するボート・カヌーの専用コースであり、場所を移した建替等は考えにくい。国民体育大会後もアスリートのみならず一般県民やジュニアがボートやカヌーを楽しめる湖上スポーツ施設としての位置づけを明確にし、また、近隣のリゾートホテルや観光地を活用した地域活性化に資する施設としての大規模修繕等を検討する必要がある。</p> <p>現在の課題としては他のスポーツ施設に比べ人件費比率が高く、この大半を指定管理料で賄っていることである。受益者負担の観点から、施設利用料等の見直しや更なるコスト削減に取り組み、収支状況を改善する必要がある。</p>	<p>琵琶湖漕艇場改修に向けた基本計画を策定するとともに、基本計画に基づき管理棟・艇庫の改修に係る設計等を実施することとしています。</p> <p>また、指定管理者に対しコストの削減など収支状況の改善について検討するよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
I 施設のあり方について 10 県立ライフル射撃場について	<p>(17) 県立ライフル射撃場について (意見12)</p> <p>国民体育大会に向けライフル射撃場を整備する場合は、ビームライフル、デジタルピストル等の射撃競技も含めた県立射撃場を人口の少ない小規模な市町に建設することが望まれる。国民体育大会後も当該地域において射撃競技のスポーツイベントやトップアスリート等を地域づくりや地域活性化に積極的に活かすことが期待できる。</p>	<p>ライフル射撃場については、必要最低限の修繕を行い、現施設を競技力向上のための練習拠点として維持を行うこととしています。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>Ⅱ 収支の状況について</p> <p>4 スポーツ施設について</p> <p>(公財) 体育協会の収益と人件費支出について</p>	<p>(26) 指定管理施設の収支報告における人件費支出について (意見20)</p> <p>(公財) 体育協会は県から人に紐づいた補助金を収受しており、また人事交流により指定管理施設と協会本部の間で人事交流を行っているため、以下のような問題が生じている。</p> <p>① 該当施設の収支報告は勤務実態を表していない</p> <p>人事交流により施設から本部へ、また本部から施設へ移動した職員にかかる人件費は、収支報告上は、もともと配置されていた場所で計上されている。つまり、施設へ移動した本部職員の人件費は協会本部で、本部へ移動した施設職員の人件費は施設で計上される。当該施設の収支報告における人件費は、勤務場所と一致していない。</p> <p>② 各施設に配賦される間接費は実際の従事割合により算定したものではない</p> <p>本部で各施設にかかる業務を行うとされ、その人件費が間接費(施設の収支報告上は管理費の人件費支出)として各施設に配賦される人が補助金対象であった場合、その配賦金額は各人の給与から補助金を差し引いたものを実際の従事割合と見做して計算されている。</p> <p>施設の収支報告にある人件費支出を適正に計上するためには、実際の従事割合を算定して合理的に配賦しなければならない。</p>	<p>① 体育協会における人件費の計上の考え方については、引き続き整理してまいります。</p> <p>② 指定管理業務の間接費の配分については、(公財) 体育協会において、実態に基づき配賦しているところであり、引き続き合理的な配賦となるよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>VI固定資産管理の状況</p> <p>6 県立武道館について</p> <p>(1) 研修室1、小会議室、師範室について、</p>	<p>(54)小会議室、研修室1、師範室の利用促進について(意見30)</p> <p>稼働率が低い研修室1、小会議室、師範室の稼働率向上に向けて、広報や、料金改定も含めて検討していく必要がある。師範室に関しては、利用している競技団体からも意見を求め活用を促進する必要がある。</p>	<p>会議室等の利用促進については、指定管理者において、武道館で開催される大会の役員や選手の控室等として利用していただくよう、打ち合わせ時に会議室の案内や、現在、利用されている団体に新規の団体を紹介していただくよう依頼するなど、利用促進につながるよう努力されました。</p> <p>さらに、平成28年11月にホームページをリニューアルし、施設の写真を多く掲載し、多様な利用形態につながるよう努力されました。</p> <p>また、会議室等の利用料金の見直しについては、近隣類似施設の利用状況や利用団体の需要を把握し、指定管理者において料金改定の検討がされておりますので、今後、県としても、その内容を踏まえ適切に対応してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>VI固定資産管理の状況</p> <p>7 スポーツ会館について</p>	<p>(56)稼働率の低い施設の利用促進について (意見31)</p> <p>稼働率が低いA測定室、B測定室については、測定的重要性を、各種競技団体や競技団体の役員が就任している（公財）体育協会の役員に広報することにより、利用促進につなげていく必要がある。</p> <p>さらに稼働率の低い第2・第3会議室の有効活用のために、利用促進に向けた広報や、稼働率に対応した料金改定も含めて検討していく必要がある。</p>	<p>測定室については、指定管理者において、案内紙を作成し、平成28年4月の体育協会加盟団体理事長・事務局長会議での配布や、6月に県内高等学校と近畿の大学や高等学校に送付するなどして、利用促進に努めた結果、新規で9団体の利用がありました。</p> <p>また会議室についても、指定管理者において、ホームページで多目的な利用方法を案内するとともに、フラワーアレンジメント、バレエ等のサークルに、直接営業活動を行うことにより、新規で4団体の利用がありました。</p> <p>今後は高等学校や大学だけでなく、企業にも測定室の利用促進を図れるよう、指定管理者において広報活動を行い、利用促進につなげるとされています。</p> <p>利用料金の見直しについては、近隣類似施設の利用状況や利用団体の需要を把握しながら、稼働率だけではなく、収益増につながるよう県条例で定められている範囲内で、指定管理者において検討されるよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の 状況 8 栗東体育館に ついて	<p>(57) 会議室の利用促進（意見32）</p> <p>会議室は、午後の時間帯の稼働率が低いため、午後が利用しやすいことや教室利用も可能なことを広報し、利用促進する必要がある。</p>	<p>会議室の利用を促進するため、指定管理者において、平成28年9月にホームページをリニューアルし、会議室の活用方法や設備などを写真で紹介されました。</p> <p>また、案内紙を作成し、栗東市商工会や栗東青年会議所などに直接出向き、会議室の案内をするなど、会議室の利用促進につながるよう努力されました。</p> <p>今後はさらに民間のカルチャークラブ等とタイアップできる仕組みを指定管理者において検討するなど、利用促進に努めているところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
VI固定資産管理の状況 9 琵琶湖漕艇場について (1) 施設利用表の確認欄の記載について	<p>(58) 施設利用表の確認欄の記載（意見33）</p> <p>施設利用表という、艇の貸与・返却及び売上を管理する表が作成されているが、その中の確認欄に確認者の記載がなされていないため、艇の返却が完了すれば、必ず確認欄に記載する必要がある。</p>	<p>当該施設に備えている施設利用表は、利用者が出艇する時、また帰艇した時に時間を記入し、指定管理者が艇の返却と安全確認を行っていますが、確認欄に確認者のチェック漏れがありました。</p> <p>指摘を受けた以降は、指定管理者において、艇の返却と安全確認後、施設利用表の確認欄に確認したことをしっかりと記載することにより再発防止に努めております。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>VI固定資産管理の状況</p> <p>9 琵琶湖漕艇場について</p> <p>(2) 会議室と宿泊室の稼働率について</p>	<p>(59)会議室・宿泊室の利用促進（意見34）</p> <p>稼働率の低い各会議室の有効活用のために、利用促進に向けた広報や、稼働率に対応した料金改定も含めて検討していく必要がある。</p>	<p>会議室の利用を促進するため、指定管理者において、平成28年6月に近畿高校ボート選手権の代表者会議および近畿高校カヌー選手権の監督会議において合宿と会議室の案内紙を配布し、また過去の利用団体にも案内紙を送付することにより、3件の宿泊申し込みがありました。</p> <p>また会議室については、サークル・文化活動での利用促進を図るため、指定管理者において、漕艇場内の食堂と連携した取り組みを検討されています。</p> <p>利用料金の見直しについては、近隣類似施設の利用状況や利用団体の需要を把握しながら、稼働率だけではなく、収益増につながるよう県条例で定められている範囲内で、指定管理者において検討されるよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 スポーツ局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
VI固定資産管理の状況 10 柳が崎ヨットハーバーについて (4) 個人艇庫の利用促進について	(63)個人艇庫の利用促進（意見35） 個人艇庫は、個人のヨット利用者を対象としているため、利用者が特定されているが、現利用者の知人やヨットを販売している事業者に広報するなどして、利用促進につなげていく必要がある。	当該施設の個人艇庫については、利用者が限られるため、指定管理者において、利用促進につながるように、平成28年6月の艇庫利用者連絡会で案内紙を配り、個人艇庫利用の紹介をお願いするとともに、10月にはホームページをリニューアルし、施設紹介や艇庫の空き状況を充実させ、12月には指定管理者において、ヨットハーバーのパンフレットを作成し近隣マリーナやマリンショップに設置を依頼されました。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>VIIその他</p> <p>3 システム管理について</p> <p>(1) パスワードポリシーについて</p>	<p>(72) システム管理者のパスワードポリシーについて (意見39)</p> <p>認証サーバ等の重要なシステムの管理者については、「ネットワーク利用者を管理するサーバのセキュリティ対策の徹底について (注意喚起)」(内閣官房情報セキュリティセンター) と同様のパスワードポリシーとすることを検討すべきと考える。</p>	<p>認証サーバ等の重要なシステムについては、正当な管理者による厳正な管理が特に求められることから、包括外部監査における意見を踏まえ、平成29年3月14日付け県民生活部IT統括監通知により、管理者のパスワードについては国の取組と同様の管理を行うよう、パスワードポリシーの推奨設定を示し、実施の徹底を図ったところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局管理課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
収支の状況	<p>(4) 証憑の保管について (意見19)</p> <p>期末のA社との取引であるが、期末日までに納品されている、つまり平成26年度の購入額として計上することが正しい、という確証を得ることができなかった。</p> <p>当該購入取引が平成27年3月31日までに行われたことについて証明するものは、請求書に押印された手書きの日付（平成27年3月31日）と担当者の押印のみである。通常、期末日近い取引は「期間帰属」が重要になるので、それを証明するために、取引先から発行された日付の記載された送り状や納品書（受領日を明確にするための受付印を押印）などを証拠資料として保管しなければならない。しかし、当該証憑はなく、「破棄した」ということである。通常監査ではこのようなことは認められない。なお、当該請求書にかかる支払決済の起案は平成27年4月10日に行われている。</p>	<p>今回の意見を受け、平成28年1月26日付滋会計第37号「年度末における物品の調達について（通知）」において、年度末近くに納品のあった物品については納品書等を保管するよう、各所属に通知したところです。</p> <p>今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底してまいります。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況	<p>(7) 指定管理者による備品の現物確認の実施と報告について（指摘29）</p> <p>指定管理者が滋賀県から貸与を受けている備品の現物確認について、実施している管理者と実施していない管理者がある。</p> <p>施設の管理運営委託等に伴い同一の相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品等については、継続貸付の決裁時に現状確認等を行うことが、「物品ハンドブック」で求められていることから、貸付先から重要物品を含む貸与備品の使用・未使用や滋賀県備品表示票の有無まで含めた現状確認の報告を、原則として、単年度ごとに施設を管轄する所管部署が受ける手続きを設けることが必要である。</p>	<p>貸付物品の管理に関する現状確認について事務手続きを定めることが必要であるという指摘については、貸付物品の現状や滋賀県備品表示票の有無を年度当初の継続貸付の決議時に確認すること等、具体的な手続きを定め、平成28年3月31日付け滋会計第195号「施設の指定管理者制度の導入等による物品の貸付けについて（通知）」により各所属に周知し、適正な管理を求めたところです。</p> <p>今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 生涯学習課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
施設のあり方	<p>(1) 県立図書館の役割をより明確にすべき（意見6）</p> <p>図書館のあり方の原則としては、県立図書館も市町立図書館と同様の機能を果たすのがよいが、効率化の観点から市町立図書館との役割の違いをより明確にすることを検討すべきと考える。すなわち、(a)市町立図書館が収集できない資料で、かつ、県民にとって重要な資料を収集する役割をより明確にし、また、(b)市町立図書館が利用回数減少などを理由に除籍した図書を県立図書館で保管する役割、を今後も維持することを検討すべきと考える。</p>	<p>文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、都道府県立図書館は充実した図書館サービスに必要な資料に加えて、市町立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備に努めることとされており、それに基づいた図書資料の収集・整備を行っているところです。</p> <p>(a)については、県立図書館の役割をふまえ、専門書や学術書を重視した資料収集に努めるとともに、平成28年度は県内製造業に働く技術者の実務や、理工系大学生の研究に役立つ、技術工学分野の資料の重点的収集を行いました。</p> <p>(b)については、平成4年度から実施しており、引き続き資料保存センターとして市町立図書館の除籍資料の受入れを行いました。</p> <p>なお、現在県立図書館のあり方を検討中であり、その中で、県立図書館として果たすべき役割についても整理することとしております。</p>
	<p>(2) インターネット予約による資料貸出要求について（意見7）</p> <p>市町立図書館のあり方をも考慮することから長期的な課題とならざるを得ないとはいえ、県民によるインターネット予約を利用した協力貸出を検討すべきと考える。</p>	<p>現在は、県民が最寄りの市町立図書館へ電話やメール等で申し込み、その図書館が県立図書館へ貸出依頼し提供することで、県民が図書を最寄りの市町立図書館で借りることができる仕組みを構築しているところです。</p> <p>ご意見のような、県民がインターネットから県立図書館に図書の貸出を申し込み、市町立図書館を通じて受け取る仕組みについては、平成28年度に同様の仕組みを実施している他県の県立図書館2館に対してシステムの概要を視察し、実態や課題の整理を行っているところです。</p> <p>実施には市町立図書館の合意と、県立・市町立双方のシステムの改修が必要であることから、今後さらに課題を研究し、導入の是非を含めて、市町立図書館と意見交換を行ってまいります。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況	<p>(3) 収集すべき図書の方針（意見18）</p> <p>県立図書館は、過年度においては新刊図書の70%を購入することが可能な図書購入予算を保持していたが、予算縮減により、それは到底不可能な状況である。購入すべき図書（新刊図書の70%）を「幅広く」購入できない以上、県立図書館の特性、強みを十分に検討したうえで集中して購入すべき図書を明確にし、厳選して収集する必要がある。これにより、資料収集における市町立図書館との連携が必要となり、縮減した予算の中で県民のより幅広い要求に応えられることになる。</p>	<p>県立図書館では、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等に基づいた「滋賀県立図書館蔵書構成方針」において、各分野にわたって基本的・入門的な図書から専門的・学術的な図書まで、密度の高い蔵書構成を目指しております。</p> <p>その上で、実際の運用においては、県立図書館の役割を踏まえ、予算状況に応じた収集を行う必要があることから、これを明確にするため、平成28年度は、年度の図書資料収集の方針を事業概要に掲載して公開し、方針に沿って滋賀県に関する資料、琵琶湖をはじめとする水関係資料、専門書や学術書を重視した選定を行い、図書資料の収集・整備を図りました。</p> <p>また併せて、市町立図書館で購入できない図書をリクエストに応じて購入するなど、市町立図書館と連携した図書の収集を行いました。</p>
固定資産管理の状況	<p>(4) 貸出回数0回の図書の把握（意見27）</p> <p>貸出回数0回の貸出利用されていない本に対して、貸出状況0回の本の状況（傾向・金額）を継続的に把握する仕組みを確立することにより、貸出されない本が増え過ぎないようにしていく必要がある。</p>	<p>システムの運用見直しなどにより、貸出利用の状況が把握できる仕組みを構築しました。これにより、年度末に、購入後5年間貸出されなかった図書をデータ抽出し、状況を把握しました。</p> <p>今後も、貸出回数0回の図書の状況について、定期的にデータの抽出を行い、継続的に把握しながら図書資料の整備を行ってまいります。</p>